

1. 目的

長野県内の農産物生産者及び加工食品製造事業者の営業活動を支援するとともに長野県産品の販路拡大を図るため、東京都内で関東首都圏市場に展開する仕入業者をバイヤーとする展示商談会を開催し、商談を支援するとともに販路開拓・拡大の支援を行います。

2. 主催 長野県産業労働部営業局、公益財団法人長野県産業振興機構

3. 会期 令和7年8月28日（木）11時から17時まで

4. 会場 池袋・サンシャインシティ 展示ホール D-2
 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-1-4 文化会館ビル 2F
 【池袋・サンシャインシティ HP】
<https://co.sunshinecity.co.jp/exhibition/facilities/hall-d.html>

5. 開催方法と来場バイヤー

・展示商談会

来場したバイヤーが出展者のブースを廻り自由に商談を行う。主催者は食品販売に関係するバイヤー企業（百貨店、GMS、SM、CSV、問屋商社、専門店、通信販売 EC、フードサービス等）に開催を案内し来場を促します。

6. 応募要件（出展対象者と出展対象商品）

下表に掲げる要件を備える事業者を募集します。

<p>農畜水産物生産者</p>	<p>(ア) 農業者にあつては、「おいしい信州ふーど」をはじめとする農畜水産物を生産する長野県内の農産物生産者で、出展商品は自ら生産する長野県産農畜水産物であること。またはそれらを主原料として自ら製造していることが表示された加工食品を出展するものであること。ただし、委託製造している場合は、自らが販売者として表示されているもの。</p> <p>(イ) 長野県農作物病害虫雑草防除基準の遵守と生産履歴の記帳保管を行っているもの。</p> <p>(ウ) FCP 展示会商談会シートの記載内容が適正であり、出展が適当と認められるもの。</p>
<p>加工食品製造事業者 (酒類を含む)</p>	<p>(ア) 長野県内で食品（飲料を含む。）を製造している事業者で、長野県内に本社または事業所を有する中小企業者等であること。</p> <p>(イ) 食品を製造している事業者が出展する商品は、長野県内で製造・生産された商品で、自社で製造していることが表示されているもの。または委託製造している商品の場合は、自社が販売者として表示されているもの。</p> <p>(ウ) 長野県外に本社を有する事業者にあつては、長野県内に有する事業所で製造した商品に限り出展対象商品とすることができる。（他県の事業所・工場で製造された商品は出展できない。）</p> <p>(エ) 出展商品は、食品表示法及び関連法令が定める基準を満たしたものであること。</p> <p>(オ) 製造工程で安心安全に配慮しているもの。</p> <p>(カ) FCP 展示会商談会シートの記載内容が適正であり、出展が適当と認められるもの。</p>
<p>※卸売事業者、小売事業者は応募、出展できません。</p>	

7. 出展審査基準

項目 6. 応募要件（出展対象者と出展対象商品）に掲げる要件について審査し選定します。要件を満たす申込者が募集数を上回る場合は次の項目に即して審査し選定します。

- (ア) 主たる出展商品が、長野県が定める「信州ブランド推進重点品目」若しくは「ブランド力育成支援品目」を生産製造する事業者または「信州ブランド推進重点品目」若しくは「ブランド力育成支援品目」に定める農産物等を主たる原材料とした加工食品を製造する事業者を優先する。
- (イ) 長野県の信州ブランドプロダクト育成支援事業に参加実績のある事業者及び信州ブランドアワードの受賞実績のある事業者を優先する。
- (ウ) 県産業振興機構の重点支援者事業に参加実績のある事業者を優先する。
- (エ) 長野県の「NAGANO ものづくりエクセレンス」事業で認定された製品及び技術を有する事業者を優先する。
- (オ) 長野県内に本社を有する事業者を優先し選定する。
- (カ) 上記（ア）から（オ）の審査結果においても同実績で出展者を選定できない場合は、直近決算期の売上高がより小さい事業者を優先する。

8. 出展者募集数 100 社程度

9. 出展者の決定

提出された書類をもとに、審査を行い決定します。審査結果は書面により申込者に通知します。審査の内容に関する問い合わせには応じることはできません。

10. 出展申込

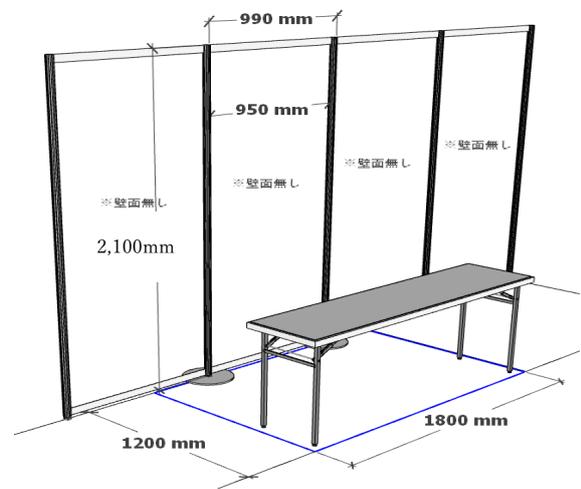
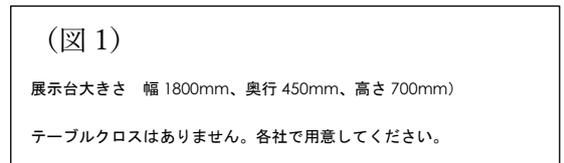
締切日時	令和7年5月9日（金）17時まで（必着）
(1) FCP 展示会商談会シートの作成	<ul style="list-style-type: none">① 「おいしい信州ふーど発掘商談会 in 東京」の出展者募集の HP から FCP 展示会商談会シートをダウンロードし作成してください。② 陳列を予定する商品のうち、代表商品 1 点について FCP シートを作成し提出してください。③ FCP シートは第 3.3 版を用いて作成してください。④ FCP シートをもとに来場者に配布するガイドブックを作成します。商品写真は鮮明なものを使用してください。印刷用に不向きな解像度の粗い写真データは再度提出をお願いする場合があります。
(2) 申込者情報の入力	<ul style="list-style-type: none">① 「おいしい信州ふーど発掘商談会 in 東京出展申込フォーム」に必要事項を入力してください。 【申込フォーム URL】 https://www.nice-o.or.jp/formpage/formpage-61780/② 入力情報の送信ボタンを押すと、入力内容が記載された電子メールが自動返信されます。電子メールの受信を確認してください。 <p>※ FCP シートのファイルサイズが 2MB 以上の場合はメールに添付して次のアドレスまでご提出ください。 hanro@nice-o.or.jp 担当：山崎</p>
※「申込フォームへの入力」と「FCP 展示会商談会シートの提出」をもって申し込み手続きの完了です。	

11. 出展者負担金 40,000 円（消費税込み）

- (ア) 審査により出展が決定したのち送付する出展決定通知書（請求書）より、指定する期日までに当機構に支払ってください。
- (イ) 出展決定通知書（請求書）に指定する期日までに支払いのない場合には、出展の決定を取り消す場合があります。
- (ウ) 出展者負担金の支払い後に、出展を辞退した場合には、出展者負担金は返金いたしません。
- (エ) 出展に伴うその他の経費はすべて出展者の負担とします。（交通費、展示品運搬費、宿泊代、展示商品等に係る費用等。また出展スペース及び基本備品以外に出展者が設置する設備・機器の費用及び電気工事、電気料金等）

12. 出展者説明会の開催

- (ア) 出展決定者を対象とした出展者説明会をオンラインで開催します。必ず参加してください。
- (イ) 開催日 令和7年7月22日（火）14時から15時30分まで
- (ウ) オンライン会議システムの URL 等は後日お知らせします。



13. 出展者の展示スペース・基本備品等（図1参照）

- (ア) 商品を陳列するための展示台 1台
- (イ) 社名版 1枚
システムフレーム上部に貼り付け掲示します。
- (ウ) システムフレームの設置
展示台後部にシステムフレームを設置します。ポスター、POP 類を貼り付け PR に活用してください。背面パネルはありません。建物壁面、ガラス面等へのポスター・POP 類等の貼付は禁止します。

14. 電気設備

- (ア) 出展者の展示スペースには電源設備はありません。また会場内の壁面・床面にある電源コンセントの使用は禁止します。
- (イ) 展示台上で電気調理器具及びパソコン・液晶ディスプレイ等の使用を希望する場合は、主催者が指定する設備施工会社により、申込者専用の電源コンセントを設置することができます。工事代金及び電気使用料金等は実費を負担してください。設備施工会社の請求に基づき代金をお支払いください。

15. 危険物品の持込と裸火使用の禁止

- (ア) 会場への危険物品の持込と裸火の使用は禁止します。
- (イ) 危険物品とは、消防法で定められる物品を指し、各種石油類の他、動植物性油脂類が含まれます。
- (ウ) 調理用サラダ油等も危険物品に当たります。持込を希望する場合は管轄の消防署にて審査を受ける必要があります。
- (エ) 裸火とは、カセットガスコンロ、キャンドルランプ、調理用固形アルコール燃料、電気を熱源とする器具では発熱部が赤熱して見えるもの（電気コンロ、電気フライヤー等）を指します。裸火の使用は禁止いたしますので、加熱調理には IH 調理器等を使用してください。
- (オ) 危険物品の取扱及び裸火使用に当たらない調理器具の使用については、出展決定者に改めて詳細の説明を行います。

16. 試食試飲の実施に伴う衛生管理

- (ア) 会場での試食試飲の提供は来場バイヤーとの商談を促進するためにとっても効果的です。食品衛生上の対策を講じた上で積極的に実施してください。
- (イ) 試食及び試飲の実施については、衛生的に実施することを管轄の保健所に届出を行う必要があります。出展決定後に書類の提出をお願いします。
- (ウ) マスクの着用判断は、来場バイヤーへの配慮を含め、出展各社により対応してください。

17. 廃棄物の取扱

- (ア) 試食試飲で生じる廃棄物（生ごみ、使用済み容器等）は、原則として主催者が廃棄処分を行います。廃棄物の種類によっては持ち帰っていただく場合があります。
- (イ) 後日案内する分別方法により出してください。

18. 出展者による既存取引先への来場案内

- (ア) 展示商談会は普段の営業活動が凝縮された効率的な場です。
- (イ) 本商談会を既存取引先との商談の場としても活用してください。
- (ウ) 出展決定者には、既存取引先へ案内していただくための開催案内状を提供します。既存取引先に対し本商談会に出展することを通知し来場を促し商談を行ってください。

19. 実施状況調査について

当機構は出展者に対して会期中及び概ね3か月後、6か月後に実施状況調査を行います。取引成立件数及び金額等について調査しますので必ず回答してください。

20. その他

- (ア) 会期当日は出展者は2名以上での対応を推奨します。
- (イ) 本商談会は一般消費者の入場はできません。仕入れを伴わないお客様への来場案内は行わないでください。
- (ウ) 本商談会では商品の販売（営業行為）は禁止します。
- (エ) 本展示会における実際の商談・取引は、出展者の判断と責任の下で行ってください。万が一、出展者が損害や不利益等を被る事態が生じたとしても、主催者は一切の責任を負いません。

21. 主催者事務局

公益財団法人長野県産業振興機構

マーケティング支援部 山崎、大給

電話 026-235-7246 メールアドレス hanro@nice-o.or.jp